

源泉徴収制度について教えて！！

1. 源泉徴収制度って何ですか？

所得税は、所得者自身が、その年の所得税額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払いの際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、

- ① 給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、
- ② その所得を支払う際に所得税額を計算し、
- ③ 支払金額からその所得税額をその所得金額を差し引いて国に納付するというものです。

この制度により源泉徴収された所得税の額は、最終的にはその年の年末調整や確定申告によって精算されます。

つまり、その人が支払うべき所得税を、給与や報酬を支払う者が、前もって概算で国に所得税を支払ってあげていて、最終的には本人が確定申告をしてその年の自分の所得税を計算するシステムです。(給与の場合は会社が年末調整で正確な所得税を計算してくれる場合があります。)



源泉徴収制度って何ですか？

2. 源泉徴収義務者は、どういう人になるの？

所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の「支払者」は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者となります。

(注) 源泉徴収しなくても良い場合

その報酬・料金等の支払者が個人であって、

①その個人が給与の支払者でないとき

(給与や退職金の支払がなく、弁護士報酬などの報酬・料金だけを支払っている人)

例：サラリーマンが確定申告をするために税理士に報酬を支払った場合など

又は

②給与の支払者であっても常時2人以下の家事使用人のみ対して給与等の支払をする者であるとき

(お手伝いさん1人だけに給与や退職金を支払っている人)

は、給与等や退職手当等、税理士報酬などの報酬・料金等については、所得税を源泉徴収する必要はありません。

3. どんな届出が必要なの？

会社や個人が新たに給与の支払を始めて、源泉徴収義務者になる場合には「給与支払事務所等の開設届出書」を給与支払事務所等を開設してから1ヶ月以内に提出することになっています。

この届出書の提出先は、給与を支払う事務所などの所在地を所轄する税務署長です。

ただし、個人が新たに事業を始めたり、事業を行うための事務所を設けたりした場合には、「個人事業の開業等届出書」（事業開始から1ヶ月以内）を提出することになっていますので「給与支払事務所等の開設届出書」を提出する必要はありません。

4. 源泉徴収が必要な給与ってどんなもの？

(1) 概要

給与とは使用人や役員に支払う報酬や給料、賃金、歳費、賞与のほか、これらの性質を有するものをいいます。

(2) 手当

役員や使用人に支給する手当は、原則として給与となります。具体的には残業手当、職務手当のほか家族手当、住宅手当なども給与となります。しかし、例外として、次のような手当は非課税となります。

- ①通勤手当のうち、一定金額以下のもの
- ②転勤や出張などのための旅費のうち、通常必要と認められるもの
- ③宿直や日直の手当のうち、一定金額いかのもの

(3) 現物給与

給与は現金で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引き販売などのような経済的な利益も含まれることがあります。



5. 給与の源泉徴収税額の計算方法は？

給与を支払うときに源泉徴収する税額は、その支払いの都度、「給与所得の源泉徴収税額表」を使って求めます。

この税額表には、「月額表」と「日額表」と「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の3種類があります。

(1) 「月額表」を使う場合

「月額表」を使うのは、給与を毎月支払う場合です。また、月や旬を単位にして支払う給与も「月額表」を使います。

例えば、半月ごとや10日ごと、3カ月ごと、半年ごとなどに給与を支払う場合です。

(2) 「日額表」を使う場合

「日額表」を使うのは、働いたその日ごとに給与を支払う場合です。また、1週間ごとに支払う給与、日割り計算して支払う給与なども「日額表」を使います。

(3) 「賞与に対する源泉徴収額表」を使う場合

この表はボーナスを支払うときに使います。

(注) 給与の源泉徴収を行う場合の注意事項

源泉徴収をする所得税は、使う税額表に記載されている「甲欄」か「乙欄」又は「丙欄」で税額を求めます。

「給与所得者の扶養控除等申告書」が提出されている場合には「甲欄」、提出がない場合には「乙欄」で税額を求めます。

「丙欄」は「日額表」だけにあり、日雇いの人や短期間雇い入れるアルバイトなどに一定の給与を支払う場合に使います。

パートやアルバイトに対して日給や時間給で支払う給与は、あらかじめ雇用契約の期間が2カ月以内と決められていれば「日額表」の「丙欄」を使いますが、雇用期間の延長や再雇用のため2カ月を超える場合は、超えた日から一般の社員と同様に「甲欄」又は「乙欄」を使うことになります。



6. 源泉徴収が必要な報酬・料金ってどんなもの？

源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲は、その報酬・料金等の「支払を受ける者」が、個人であるか法人であるかによって異なってきます。

(1) 支払を受ける者が個人である場合

①原稿料や講演料など

- (注) イ 謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払をする場合がありますが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、すべて源泉徴収の対象となります。
- ロ 旅費や宿泊費などの支払も原則的には報酬・料金に含まれます。しかし、通常必要な範囲で支払者が直接ホテルや旅行会社に支払った場合には、報酬・料金等を含めなくても良いこととされています。
- ハ 懸賞応募作品の入選者などへの賞金、雑誌等への投稿の謝金などは一人に対して1回に支払う金額が5万円以下であれば源泉徴収をしなくても良いことになっています。
- ニ 原稿料には、試験問題の出題料や答案の採点料などは含まれません。

②弁護士、公認会計士、司法書士など特定の資格を持つ人に支払う報酬・料金

③芸能人や芸能プロダクションを営む個人

- (注) 不特定多数の観客等から受ける入場料等を除き、出演・演出・企画・その他役務の提供に関するものは報酬・料金等に含まれます。

④プロ野球選手の契約金など、役務の提供を約することにより一時に支払う契約金

⑤広告宣伝のための賞金等

- (注) 支払う賞金等の額が50万円以下であれば、源泉徴収する必要はありません。

(2) 支払を受ける者が法人である場合

馬主である法人に支払う競馬の賞金

(注) 報酬・料金の源泉徴収を行う場合の注意事項

(1) 支払を受ける者が個人か法人かの判定
(研究会・劇団などの団体のとき)

支払を受ける者が、

①法人税を納める義務があること

又は、

②定款、規約、日常の活動状況などから、団体として独立して存在していること

を明らかにしている場合は法人として取り扱い、そうでなければ、個人として取り扱います。

(2) 消費税の取り扱い

報酬・料金等の中に消費税等の額が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額が源泉所得税の対象となります。

ただし、請求書等において、報酬・料金等の額と明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみ(消費税抜きの金額)を源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。



源泉徴収制度って何ですか？

7. 報酬・料金の源泉徴収税額の計算方法は？

平成 24 年 12 月末までに支払われる報酬・料金について
源泉徴収すべき所得税の計算方法は支払い金額により次のようになります。

支払い金額(=A)	税額
100万円以下	$A \times 10\%$
100万円超	$(A - 100\text{万円}) \times 20\%$

(例) 150万円の原稿料を支払う場合

100万円に対する源泉徴収分は10% = 10万円

$(150\text{万円} - 100\text{万円}) \times 20\% + 10\text{万円} = 20\text{万円}$
源泉徴収すべき所得税の額は20万円になります。

- 平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）が公布され、これにより、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納付期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならなくなりました。
- 復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の 2.1%相当額とされています。

支払金額(=A)	合計税額
100万円以下	$A \times 10\% \times 102.1\%$
100万円超	$(A - 100\text{万円}) \times 20\% \times 102.1\%$

(例)平成 25 年 1 月 1 日以降に 150万円の原稿料を支払う場合

$1,000,000 \times 10\% \times 102.1\% = 102,100 \text{円} \dots\dots a$

$(1,500,000 - 1,000,000) \times 20\% \times 102.1\% = 102,100 \text{円} \dots\dots b$

$a + b = 204,200 \text{円}$

源泉徴収義務者は、204,200円分を差し引いて国に納付しなければなりません。
平成 24 年 12 月末までより、4,200円多く引かなければなりません。

FAQ

<平成 25 年 1 月 1 日以降>

Q 講演料として 100,000 円払う約束ですが、この 100,000 円は税引手取額の契約です。この場合の源泉徴収税額の計算方法ってどうやるのですか？

A 手取り契約をしている場合の支払い金額等の計算方法は以下のとおりです。

<支払金額>

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & & & & 1 \text{ 円未満切り捨て} \\
 100,000 \text{ 円} & \div & (100 - 10.21)\% & = & 111,370.976 \dots & \Rightarrow & 111,370 \text{ 円} \\
 \text{税引手取り額} & & \text{合計税率} & & \text{算出金額} & & \text{支払金額}
 \end{array}$$

<所得税及び復興特別所得税の合計額>

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & & & & 1 \text{ 円未満切り捨て} \\
 111,370 \text{ 円} & \times & 10.21\% & = & 11,370.877 & \Rightarrow & 11,370 \text{ 円} \\
 \text{支払金額} & & \text{合計税率} & & \text{算出税額} & & \text{納付すべき税額}
 \end{array}$$



源泉徴収制度って何ですか？

8. 源泉徴収した所得税はいつまでにどこに納めるの？

(1) 原則 (毎月納付)

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

この納期限までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署に忘れずに納付してください。

なお、納期限が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。

この場合の所轄の税務署とは、源泉徴収の対象とされている所得の支払事務を取り扱う事務所等の所在地を所轄する税務署となります。

(2) 納期の特例 (半年分をまとめて納付 (7月10日と1月10日))

給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納めることができる特例があります。

これを「納期の特例」といいます。

この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日がそれぞれ納期限になります。

この特例を受けるためには「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」(以下「納期の特例申請書」)といえます。)を提出することが必要です。

この納期の特例申請書の提出先は、給与等の支払を行う事務所等の所在地を所轄する税務署長です。

税務署長から却下の通知がない場合には、この納期の特例申請書を提出した月の翌月末日に、承認があったものとみなされます。

この場合には、承認を受けた月に源泉徴収する所得税から、納期の特例の対象になります。

(3) 納期限の特例 (1月10日の納期限を1月20日に延長)

(2) の納期の特例を受けている者は、届出によって、翌年1月10日の納期限を、1月20日に延長する特例を受けることができます。

この特例を受けるには、その年の12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出して、次の要件のどちらも満たす必要があります。

- ①その年の12月31日において、源泉所得税の滞納がないこと
- ②その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納めること

※注意事項

この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収した所得税と、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収をした所得税に限られています。

したがって、税理士等以外支払う報酬(原稿料・講演料・芸能人への報酬・契約金等)は納期の特例の対象とはならず、原則通り毎月納付となります。



源泉徴収制度って何ですか？

9. 源泉徴収義務者が年末にしなければならないことは？

源泉徴収義務者は、毎年年末に次の事をしなければなりません。

- (1) 給与等について年末調整が必要な人には年末調整をすること。
- (2) 「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払い調書」等の法定調書を作成し、受給者本人、所轄税務署等に提出すること。
- (3) 「法制調書の合計表」を作成し、所轄税務署長に提出すること。

10. 事例で理解しましょう

Q1 花伝太郎さんは花伝流舞踊の師匠で、個人事業主として舞踊家の活動をしています。自宅で踊りの指導をするときの応対などについて、弟子のA子さんに手伝ってもらっているのですが、月に約3万から5万円ほど、お手当をあげています。この場合、A子さんに支払うお手当から、源泉徴収しなければならないのでしょうか？もし、源泉徴収した所得税を納めるとしたら、どういう納付手続きが必要ですか？

A1 花伝太郎さんが、個人としてポケットマネーから支払っているのであれば、家事使用人に対しての支払とみなされ、「源泉徴収しなくても良い場合」（レジュメP2（注）②）に該当し、源泉徴収する必要はありません。ただし、レジュメにもあるように家事使用人は2名までとなっています。

けれども、もしA子さんへの支払が、事務作業に対して支払っている給与という性格の支払で、舞踊家としての事業を行うことに必要な費用としているのなら、家事使用人には該当しないと考えられる可能性があります。その場合は、花伝太郎さんは源泉徴収義務者となり、個人でも源泉徴収しなければなりません。

<参考>

花伝太郎さんは、個人事業主としてお仕事をされているので、すでに「個人事業の開業等届出書」を出しているはずです。給与を払う相手がいる場合、毎月支払う給与については「給与所得の源泉徴収税額表」に基づいて、源泉徴収して支払わなければなりません。

源泉した所得税は、原則として毎月、所管の税務署に納付することとなっていますが、花伝太郎さんが給与を払っている人が9人以下ならば、「納期の特例」が認められて、半年分ごとにまとめて払うことができます。ただし、この特例を受けるためには「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出していることが必要です。「納期の特例」が適用されると、1月から6月までの源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日（10日が土日、祝日の月曜にあたる場合は、金融機関の翌営業日）が、それぞれ納付期限になります。



源泉徴収制度って何ですか？

Q2 花伝太郎さんは、3月に踊りの会を催して、伴奏してくれた演奏家4人に40万円を支払いました。演奏家への支払いから、源泉徴収しなければなりませんか？

A2 花伝太郎さんが、通常、給与を支払っている相手がなく、源泉徴収義務者に該当しないならば、源泉徴収する必要はありません。「源泉徴収しなくても良い場合」（レジュメ P 2（注）②）に該当し、演奏家4人に対しても、源泉徴収する必要はありません。ただし、恒常的に給与を支払っている相手がある場合は、源泉徴収義務者となりますので、演奏家4人（個人）に対して報酬の10%、平成25年1月以降であれば復興特別所得税もあわせて、さらに2.1%分も源泉徴収する必要があります。（報酬の場合の源泉徴収額の計算方法は、レジュメの8Pを参照してください）

Q3 花伝次郎さんは、同じく踊りの師匠ですが、一般財団法人花伝会の理事長として、踊りの会を運営しています。給与を支払っている事務員は3人いて、事務員の給与から源泉徴収した所得税は、年に2回、税務署に納付しています。今度、9月に踊りの会を開催するとき、大道具さんや伴奏をする演奏家、さらには受付を手伝ってくれる人々に支払いをします。この踊りの会の時の演奏家などへの謝礼は、源泉徴収しなければなりませんか？ また、しなければならぬ場合、納付期限はいつになりますか？

A3 支払の主体は、一般財団法人花伝会なので、当然、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出していることと思います（事務所開設後1か月以内に提出することがきまりです）。給与の支給人員が9人以下なので、給与については、「納期の特例」が適用されます。この特例を受けるためには「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出していることが必要です。

さて、踊りの会の演奏家への伴奏への報酬は、給与ではありませんし、税理士、弁護士、司法書士などの報酬とも違い、芸能の役務の提供に対する報酬です。このような報酬の源泉所得は、「納期の特例」の適用外ですから、踊りの会を催して実際に支払をした日の翌月の10日（10日が土日、祝日の月曜にあたる場合は、金融機関の翌営業日）が納期の期限となります。

このテキストは、芸団協セミナーの内容をもとに編纂されたものです。
許可なく複製したり電子媒体に入力したりすることを禁じます。

講師：前川 尚美 （まえかわ なおみ）

編集・発行：公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
（初版 2011年 8月 改訂 2012年10月）